

令和 4 年 3 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 4 年 3 月 第 2 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 2 号	令和 3 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 1 号）
議第 3 号	令和 3 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 4 号	令和 3 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議第 5 号	令和 3 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 号	令和 3 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 7 号	令和 3 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 8 号	令和 4 年度 人吉市一般会計予算
議第 9 号	令和 4 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 1 0 号	令和 4 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第 1 1 号	令和 4 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 2 号	令和 4 年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第 1 3 号	令和 4 年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第 1 4 号	令和 4 年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 1 5 号	令和 4 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 1 6 号	令和 4 年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
議第 1 7 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 8 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 9 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 0 号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 1 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 2 号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号	平成 2 8 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人

- 吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議第 2 4 号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議第 2 5 号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制
定について
- 議第 2 7 号 人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議第 2 8 号 人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 議第 3 0 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議第 3 1 号 人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定につ
いて
- 議第 3 2 号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議第 3 3 号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 3 4 号 工事請負契約の締結について
- 議第 3 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議第 17 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 18 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 19 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 20 号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 21 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 22 号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 23 号	平成 28 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 24 号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
議第 25 号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議第 26 号	人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定について
議第 27 号	人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 28 号	人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 29 号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 30 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 31 号	人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について
議第 32 号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 33 号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 28 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 17 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和3年12月に期末手当を支給された市長等に係る令和4年6月に支給される期末手当の額は、この条例による改正後の第5条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（提案理由）

市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 18 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 3 年 12 月に期末手当を支給された議長等に係る令和 4 年 6 月に支給される期末手当の額は、この条例による改正後の第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 19 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項第 1 号中「市営住宅家賃」の次に「並びに職員駐車場使用料」を加える。

第 15 条の 4 第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 3 年 12 月に期末手当を支給された職員に係る令和 4 年 6 月に支給される期末手当の額は、この条例による改正後の第 15 条の 4 の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に次の表の区分に応じた割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）をそれぞれ減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

区 分	割 合
一般職の職員	127.5 分の 15
特定幹部職員	107.5 分の 15
再任用職員	72.5 分の 10
再任用職員のうち特定幹部職員である者	62.5 分の 10

（提案理由）

職員の期末手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じ

た改定及び新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 0 号

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年
人吉市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市営住宅家賃」の次に「並びに職員駐車場使用料」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにす
るため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 1 号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 1 9 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 3 条を第 2 5 条とし、第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 4 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

育児休業、介護休暇等の取得要件緩和のため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

人吉市個人情報の保護に関する条例（平成 1 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 8 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国の個人情報保護制度に関する法律の見直しに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

平成 2 8 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 2 8 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例（平成 2 8 年人吉市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 6 条までを次のように改める。

第 2 条から第 6 条まで 削除

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

令和 4 年 5 月 6 日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第24号

人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例

人吉市カルチャーパレス条例(昭和59年人吉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を図るため」を「及び世代間の交流並びに多様な地域活動の活性化を図ることを目的として」に改める。

第12条第1項第1号中「病気にかかり、又は精神に障害があると認められる者」を「病気にかかっていると認められる者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる者

別表第1コミュニティ棟の部を次のように改める。

コミュニティ棟	第1会議室	4,110	8,970	14,960	4,860	10,840	5,980	1,400	1,500	1,870	660
	第2会議室	1,650	3,630	6,050	1,980	4,400	2,420	550	610	770	220
	第3会議室	4,950	10,890	18,040	5,940	13,090	7,150	1,650	1,790	2,200	660
	第5会議室	2,420	5,280	8,800	2,860	6,380	3,520	810	880	1,100	330
	第6会議室	1,210	2,640	4,400	1,430	3,190	1,760	410	440	550	220
	第7会議室	2,420	5,280	8,800	2,860	6,380	3,520	810	880	1,100	330
	第8会議室	3,300	7,260	11,990	3,960	8,690	4,730	1,100	1,190	1,430	440
	第9会議室 (音楽室)	2,090	4,620	7,590	2,530	5,500	2,970	700	750	880	440
	第10会議室	3,300	7,260	11,990	3,960	8,690	4,730	1,100	1,190	1,430	440
	第11会議室	2,420	5,280	8,800	2,860	6,380	3,520	810	880	1,100	330
	第1教養室 (和室)	1,320	2,860	4,730	1,540	3,410	1,870	440	470	550	220
	第2教養室 (和室)	1,320	2,860	4,730	1,540	3,410	1,870	440	470	550	220
	第3教養室 (和室)	1,760	3,850	6,380	2,090	4,620	2,530	590	640	770	220
	展示場	4,730	10,450	17,270	5,720	12,540	6,820	1,580	1,710	2,090	660

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

コミュニティ棟の施設の名称変更及び使用料改定その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市消防団条例の一部を改正する条例

人吉市消防団条例(昭和 2 6 年人吉市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「服務するものとする」を「職務に従事するものとする」に改め、同条第 2 項中「水火災その他災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に、「服務に就かなければならない」を「職務に従事しなければならぬ」に改める。

第 1 2 条第 1 項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 1 2 条第 5 項を削り、同条第 4 項中「報酬額」を「年額報酬」に、「報酬を支給する」を「年額報酬を支給する」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「死亡した場合においては、報酬に」を「死亡した場合の年額報酬は、当該報酬に」に、「年度中に」を「年度中の」に、「得た額の報酬」を「得た額」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「報酬の 1 2 分の 6」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 団員には、別表第 1 に掲げる年額報酬を支給する。

第 1 2 条第 6 項を次のように改める。

6 団員が命令を受けて災害、訓練等のため出動した場合は、次の表の区分に応じて出動報酬を支給する。

区分		時間（1 日当たり）	金額
出動	災害対応（行方不明者の捜索を含む。）	2 時間未満	2, 0 0 0 円
		2 時間以上 4 時間未満	4, 0 0 0 円
		4 時間以上	8, 0 0 0 円
	訓練等	1 回	1, 5 0 0 円

別表第 1 中「年報酬額」を「年額報酬」に、「2 7, 5 0 0 円」を「3 9, 0 0 0 円」に、「2 2, 5 0 0 円」を「3 7, 0 0 0 円」に、「2 1, 5 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団条例の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

報酬額を改定し、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 6 号

人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市におけるスマートシティ推進計画の策定に関する附属機関の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、人吉市スマートシティ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) スマートシティ推進計画の策定に関する事項
- (2) その他スマートシティ推進計画の策定上必要と認める事項

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中行政改革懇談会の項の次に次の 1 項を加える。

スマートシティ推進計画策定委員会	委員長	日額	6, 0 0 0 円
	委員	日額	5, 5 0 0 円

(提案理由)

スマートシティ推進計画の策定に関する附属機関を設置するため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第 27 号

人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例

人吉市教育支援委員会設置条例(平成27年人吉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育長が任命する」を「委員のうちから教育長が選任する」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育支援委員会に置く調査員の選出方法を明確にするため、条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例

(人吉市立教育研究所設置条例の一部改正)

第 1 条 人吉市立教育研究所設置条例（昭和 32 年人吉市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「118」を「字永溝 7」に改める。

(人吉市公民館条例の一部改正)

第 2 条 人吉市公民館条例（昭和 60 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「118」を「字永溝 7」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

(提案理由)

令和 4 年 5 月 6 日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 29 号

人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年人吉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

(人吉市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 人吉市国民健康保険条例(昭和 35 年人吉市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「4 人」を「3 人」に改め、同条第 4 号中「2 人」を「1 人」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

傷病手当金の支給に係る適用期間の延長及び国民健康保険運営協議会の委員の定数変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第30号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「2.50」を「3.00」に改める。

第9条中「16,000円」を「17,000円」に改める。

第24条第1号オ中「11,200円」を「11,900円」に改め、同条第2号オ中「8,000円」を「8,500円」に改め、同条第3号オ中「3,200円」を「3,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税のうち、介護納付金分の税率を改定することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、人吉市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、成年後見制度の利用の促進に関する次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長へ報告するものとする。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関すること。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中人吉市養護老人ホーム入所判定会議の項の次に次の 1 項を加える。

成年後見制度利用 促進審議会	会長	日額	6, 000 円
	委員	日額	5, 500 円

(提案理由)

成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議する附属機関を設

置するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第 3 2 号

人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例

人吉市梢山温泉分湯に関する条例(平成 7 年人吉市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「別表に掲げる額」を「別表に掲げる使用料算定基礎額に消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に定める消費税の税率及び地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額」に改める。

別表中 「

使用料
年額 1,174,800 円

」 を 「

使用料算定基礎額
年額 200 万円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

温泉使用料の改定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第33号

人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営単独住宅条例（令和2年人吉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」」を「「市営住宅条例」」に改める。

第2条第1号及び第6条第1項第2号中「条例」を「市営住宅条例」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

（建設年度昭和47年の鶴田住宅の管理）

第43条 別表中建設年度昭和47年の鶴田住宅の管理については、市営住宅条例第41条の規定を準用する。

附則第5項を次のように改める。

（入居期間）

5 被災入居者の入居期間は、入居開始日から2年間又は令和4年12月10日までのいずれか短い期間（以下「入居期間」という。）とする。ただし、市営単独住宅以外を再建先とするもののうち、次の各号のいずれかの要件（以下「延長要件」という。）に該当する者は、入居期間を最長1年間延長することができる。

(1) 建設中の災害公営住宅に入居を希望し、完成後に入居する者

(2) 自宅を建設中で入居期間内に完成する見込みがない者

(3) その他市長が必要と認める者

附則第6項を次のように改める。

6 被災入居者の家賃及び敷金は、第14条及び第19条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

家賃	入居期間及び延長要件に該当し、入居期間が延長された者の延長期間	徴収しない
	延長要件に該当しない者が、入居期間終了後も入居するとき。	第14条の規定により算出した額
敷金	入居開始時	徴収しない

延長要件に該当しない者が、入居期間終了後も入居するとき。	第19条の規定による
------------------------------	------------

附則第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

(入居申込み)

- 6 延長要件に該当しない者が、入居期間終了後も入居を希望するときは、第8条の入居の申込みを行い、入居者として決定を受けたときは、引き続き入居することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

被災入居者の入居期間の延長その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | R 2 年災 大柿地区外農地災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 1 9 8 , 2 6 6 , 6 7 1 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 人吉市七地町 1 4 3 6 番地
山王株式会社人吉支店
支店長 宮原 亜佑美 |

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負に係る契約を締結するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決が必要である。

議第 3 5 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

井 上 祐 太

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 井上 祐太 令和 4 年 3 月 3 1 日 任期満了
- 2 井上 祐太の略歴

（提案理由）

監査委員を選任するに当たっては、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

